

# 「やさしい日本語」で話しかけてみませんか？

(一社) 北海道日本語センター 阿部仁美さん

最近、市内のスーパーやコンビニなどで、外国の方を見かけるようになりまして。せっかく縁があって同じまちで生活しているのですから、思い切って「こんにちは！」と、声をかけてみましょう。「えー外国語はちょっと…」と思われるかもしれませんが、「やさしい日本語」で話しかけてみませんか？

話すとき、難しい言葉を使わずに「易しい」日本語で、「優しい」気持ちで話すのが「やさしい日本語」です。例えば、自分がどこか言葉の通じない国に行ったと想像すると、言葉の通じない大変さ・不安・寂しさが少し分かりますね。

外国人の皆さんも、日本人と話したいと思っていますので、ぜひとも皆さんから、「やさしい日本語」で話しかけてあげてくださいね。



## 「やさしい日本語」3つのコツ

家族や友達と話して日本語を覚えた人は、友達言葉のほうが分かるという場合も！

### ① 難しい言葉を使わない

初めてなので「丁寧に話しかけなくちゃ」と思うかもしれませんが、敬語は日本人でも難しいですよ。

また、カジュアルな友達言葉で「食べちゃった」「そこ置いといて」のように短く話すのも、実は分かりにくいので、できるだけ「です」「ます」で話しましょう。



例1 「初めてお目にかかります。阿部と申します。〇〇さんはどちらからいらしたんですか？」

→「はじめまして。阿部です。〇〇さんの国はどこですか？」

例2 「10%増量中」「満腹」などの漢語

→「いつもより10%多いです」「おなかがいっぱいです」のような和語に

例3 「フワフワ感がアップした」などの擬音語・擬態語や外来語

→「前よりもっとやわらかいです」などのように、具体的に分かりやすく



### ② 短くシンプルな文で話す

文をできるだけ短くして、相手が分かっているかを確認しながら話しましょう。

また、あいまいな表現はせずに、必要なこと・言いたいことを最後まではっきりと言いましょ。

### ③ 身ぶり手ぶりを加える

身ぶり手ぶりや図を書いたり、実物を見せたりすると、さらに分かりやすくなります。写真を見せたりできるスマートフォンも活用できますね。

気軽に集まり 楽しく学ぶ

令和5年

いしかり  
にほんごサロンの  
を開きます！

外国人と日本人が「やさしい日本語」を使って、会話やゲームを楽しんだり、お互いの国や文化について学びます！

■ サロンでは、外国人の日本語学習を手伝う「にほんごサポーター」の募集を予定しています。

■ 日本語教育の基礎的な知識や学習サポートの仕方を学ぶ「にほんごサポーター養成講座」も開催する予定です。

※ 詳細は決まり次第、本紙や市HPなどでお知らせします

高齢者や障がいのある方の外出支援・健康増進を図るため

# 福祉利用割引券などを交付します

市が指定する交通機関や施設で料金が割引になる①福祉利用割引券、またはタクシーの基本料金を助成する②高齢・障がい者等タクシー利用券を交付します。

各種手帳をお持ちの方には③障がい者福祉タクシー利用券を交付します。

対象者には3月下旬に次のものを送付します。

- ①②申請書類、昨年と同じ券
- ③タクシー券または申請書類、アンケート用紙

郵便局で  
バス券などへ  
交換できます!

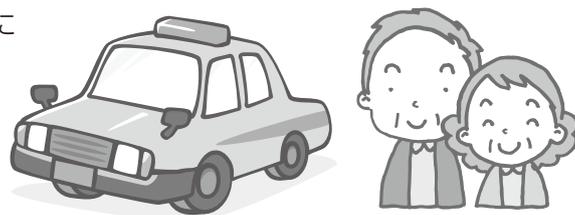


日時	交付・交換場所	バス券交換※
4/3(月)~28(金) 平日9時~17時	石狩南高校前郵便局(花川南8・5)	○
	石狩花川南八条郵便局(花川南8・3)	○
	石狩花川南五条郵便局(花川南5・2)	○
	石狩花川南一条郵便局(花川南1・2)	○
	石狩花川北二条郵便局(花川北2・5)	○
	石狩郵便局(花川北3・2)	○
	石狩市役所前郵便局(花川北7・1)	○
	石狩親船郵便局(親船町60・9)	○
	石狩北郵便局(八幡2・332)	○
	石狩高岡郵便局(八幡町高岡251・5)	○
4/3(月)~随時受付 平日8時45分~17時15分	厚田保健センター(厚田45・5)	×
	浜益支所(浜益2・3)	×

※①②のみ

## ①福祉利用割引券 または ②高齢・障がい者等タクシー利用券

- 対 象** 市内に6カ月以上継続して住民登録をし、在宅で70歳以上の方  
または次のいずれかの手帳をお持ちの方  
●身体障害者手帳(1級・2級) ●療育手帳(A判定) ●精神障害者保健福祉手帳(1級・2級)  
※特別養護老人ホームに入所または病院に長期入院中の方は申請できません。退所・退院後に申請してください
- 持 ち 物** 申請書類、本人確認書類(免許証、保険証など)  
※バス券に交換する方は、未使用の福祉利用割引券または高齢・障がい者等タクシー利用券も
- 利用できるところ** ①ガソリンスタンド、コミセン、温泉、パークゴルフ場、市民プール、文化協会鑑賞事業など  
②タクシー ※バスの利用はバス券に交換が必要
- そ の ほ か** 上記の表に記載の日時で、バス券や別の券種に交換ができます ※厚田・浜益区除く
- 問 合 せ** 高齢者支援課 ☎72・7014  
障がい福祉課 ☎72・3194  
厚田支所市民福祉課 ☎78・1033  
浜益支所市民福祉課 ☎79・2112



## ③障がい者福祉タクシー利用券 上記の高齢・障がい者等タクシー利用券とは異なります

重度障がいのため、公共交通機関の利用が困難な方へ、タクシーの基本料金を助成します。

- 対 象** 市内に6カ月以上継続して住民登録をし、次のいずれかの手帳をお持ちの方  
●身体障害者手帳(1級・2級の視覚・下肢・体幹、心臓や腎臓などの内部障害)  
●療育手帳(A判定)  
●精神障害者保健福祉手帳(1級)
- 持 ち 物** 申請書類、本人確認書類(免許証、保険証など)、上記の手帳
- 問 合 せ** 障がい福祉課 ☎72・3194  
厚田支所市民福祉課 ☎78・1033  
浜益支所市民福祉課 ☎79・2112

申請書類に  
アンケート用紙を  
同封します。  
ご協力を  
お願いします!

